

〈講話録〉

〈部落〉と〈部落外〉の関係の意味を問う ～「関係概念」で捉えるとは～ — 日野謙一講話録 (2) —

日野 謙一

1. はじめに

「講話録 (1)」では、〈部落〉の問題と〈障害〉の問題に関心を持って動いていると述べました。そして、その際、私は、〈障害〉や〈部落〉という言葉、社会意識としての「差別意識」に由来する、「関係概念」で捉えるという考え方を、提起したのです。じつは私は、長い間〈部落〉を実体的なものだと思い込んできましたが、そうではないのではないか、と思える調査データに出会いました。〈部落〉という言葉をめぐる、調査する、解説する側からみて解説不可能なデータがでてきました。後に詳しくお話しますが、この時から〈部落〉が何を意味するのかを検討し始めました。そこから「関係概念」として考えるようになっていきます。

〈障害〉の問題について、自己のものとして考えるようになったのは、息子が2010年(37歳時)に交通事故に遭い重度の〈障害〉をもち、当事者家族として生きることを迫られるようになってからです。〈部落〉の問題に関わって30数年を超えますが、アクション・リサーチの方法をとるようになって、当事者の声にどれだけ耳を澄まし傾けてきたか、やはり想像の域をでません。これまで、差別問題における、社会意識に内在する関係性の意味と、その関係をいかにすれば「人と人との関係」に置き換えることができるか、を考えてきましたが、私の思考は、その先にある「人間」にはまだ出会って

なかったような気がします。この課題を息子が考える機会を与えてくれました。

「講話録 (2)」では、〈部落〉を「実体概念から関係概念へ」と考えを変えるようになった契機、関係概念として捉えるとはどういうことか、その意味と課題について考えたいと思っています。そして、カテゴリーとしての関係性を、「人と人との関係」として捉えた場合、息子の問題は、〈障害者〉ではなく、人間の存在の在り様を問う、という課題として提起することができるのではないかと考えてみたいと思います。

今回のまとめかたですが、今後講話は〈部落〉の問題を中心に展開していくということ、そして差別問題には、人間の在り様を問う課題が潜んでいるように感じていますので、まず息子の問題を取り上げ、次に関係概念の説明に入っていくことにします。

2. 〈障害〉の問題について考えたこと

(1) 息子との歩みのなかで、学んだこと、考えたこと
以下の記述は、交通事故後の息子(以下「彼」)のサインや行為、そして周囲の反応など、私を感じたことを、私のフィルターを通して言葉に置きかえたものです。彼自身はここで表現されたような語りはできませんし、母親は異なった感じ方と表現方法をもっています。(母親が事故後半年間の出来事について手記〔以下「手記」〕を書いていて、それも

手掛かりにしながら後に考察を加えていきます。日野玲子「新米患者家族の経験ものがたり」『架橋』24号 2011.3)

「講話録 (1)」でもお伝えしたように、彼は、歩行中に後ろからバイクに追突され、脳の左側頭部を地面に強打し、意識不明で救命救急センターに搬送されました。左頭部脳挫傷、急性硬膜下血腫などのため開頭手術を受けました。この出来事によって、本人も家族もそれ以前とはまったく異なる人生をたどることになりました。

彼との歩みを通して、学んだこと考えたことから始めたいと思います。彼は、私に、いのちの躍動ともいべき人間のもつ力を感じさせてくれました。また、私には、わからないこと理解できないこと、を持ってきてくれましたが、その表現を通して私に何かを言おうとしていると感じていました。

意識不明の時、命が助かってほしい、がんばれと声をかけるだけでした。でも生きようとする闘いをしてしていると信じていました。主治医から死の宣告に近い告知を受けましたが、目が開いた時のうれしさと感動は今でも覚えています。意識が戻るように、声をかける、身体をこする、などの刺激を与え続けました。彼は長淵剛やBOOWYのファンだったので、Walkmanを購入しCDから取り込んでイヤホンで聞かせました。

「手記」では、「目がちょっと開いた。マヒしている、右手も動く」と書いています。左側頭部を強打していますので、右側がほとんど動かない状態でした。意識が戻っているとわかったのは、カーテンレールに吊ってあるNゲージの車両の動きを目で追っていたからだ、後で看護師から聞きました。入院して3日頃に、電車が好きでNゲージの車両を持っていったら、看護師が吊ってくれたものでした。また、理学療法士が「あ・い・う・え・お」と声を出していうと、気管切開のため声が出せませんが、「あ・い・う・え・お」と口を動かしました。まだリハビリが始まっていないとき、動かない指を開こうとする、Nゲージの車両を両手でつかもうとする、など、未来を自分の力で開こうとする意欲を

強く感じました。今は、ほぼ歩くことができます。「改善」とは、未来へ向けた主体的な営みだと実感しました。

反応して少しずつ意識が戻っていきました。私たち(母親と父親)のことがわかるか心配だったので尋ねると、うなずいてくれました。でもたくさんの記憶を失っていました。言葉を失い、字にならない、そんな時を経て自分の名前が書けるようになりました。住所を言えるようになるのはだいぶん経ってからです。事故前は電車が好きで、遠くまで列車で出かけていたこと、私と一緒に出雲や高知、直江津などに旅行に行ったことなど、全く覚えていませんでした。

救命救急センター、急性期のリハビリ病院、の入院後、自宅に戻ってから、一人でいることができず、親が隣の部屋にいても不安を感じるようでだめでした。今でも一人で目的をもって出かけることができません。時間については、カーテンを開け閉めする、朝夕の新聞を取りに行く、など、彼のなかにスケジュールがありそれに合わそうとします。わからないのは、時間を読む、刻むという行為です。入浴の時間が決まっていた(17:49)、その10分前くらいから、時計を見ながら独特なことばとリズムで時間を読んでいた。今でも毎時「31分」に向けて読みますし、朝早く起きて1時間以上リズムをもって時間を読みます。リズムもその時に合った音声があり多様です。また、意識が戻った後、言葉を使った会話が難しかっただけでなく、認知に関する部分、理解する、判断する、など、事故前からすると低下しました。旅行に行くときは、時刻表を使って計画をたっていたのに難しくなりました。事故前と事故後の彼の在り様の違いは大きく、どう受け止めればよいのかわかりませんでした。

私は、彼の在り様や行為の意味を知りたいと思いました。そこで気づいたのは、彼の行為に違和を感じるのは、私が、当たり前(「普通」)だと思っている思考、共時的な間主観性から見ているからだということです。彼は次のような提起と問いかけを、私にしているのではないかと感じています。

- 〈障害〉という「視角」ではなく、それぞれの人が「人間」として生きている「生の現実」から考えることが大切である。
- 「生きているってどういうこと」という問い。

これらのことばは、私に対する問いかけでもあり、彼のあり様を考える手掛かりになると考え、その切り口となる認識や概念を探しました。私が気になってきたことの一つに、「時間を読む、刻む」という行為があります。この「時間」についての考察は、彼が言う「生きているってどういうこと」という表現と関係し、そこから「生の現実」を知るといふ課題の解明に向かえないかと考えました。また、彼が「わからない」多くのことに出会っている、そこに広げて考えて見ようと思います。「意味」の問題も時間が関係しています。彼の提起と問いは、日常的に当たり前にして生きている思考そのものがどんなものなのかという、問いかけでもあると受け取りました。

(2) 「途絶した時間」の体験

彼の行為の意味を考えた時、自分の思考が常識的思考（日常生活において「普通」だと思い込んでいる考え）にとらわれていたことに気づきましたが、交通事故を契機として、私たち夫婦も、この思考からズレを起こします。今から考えると、「普通」の思考などないのかもしれない。

事故の一報が現場にいる警官から入り、急いで救命救急センターに行きました。数時間が経って病室に入ったときの驚きを鮮明に覚えています。朝元気に出かけた息子が、意識不明で病臥し、人口呼吸器とたくさんのパイプでつながれ、低体温療法のため、身体の下と上に重そうなプラスチックの板が置かれていました。主治医からは、「自発呼吸していません」、CTで見て「至る所が傷んでいるので何が出てくるかわからない」、そして「脳ヘルニアで死ぬかもしれない」、と告げられました。

この時を契機に、私たち夫婦の生活が一変しました。「手記」では、この体験を「途絶した時間」と

いうシンボリックなことばで語っています。そして「何が起こるかわからない緊張」（未来）、「事故前何をしようとしていたのか焦点が定まらない」（過去）、「〈いま〉を一喜一憂している」、とすることばで表現しています。「途絶した時間（時間が止まる）」体験は、〈過去〉も〈未来〉も想定できない〈いま〉、この〈いま〉は、切れ切れの時間のなかで起こる出来事に一喜一憂する、極めて不安定な自己の状態だといえます。ユージェヌ・ミンコフスキーは、〈現在〉を安定したものとして受け止められるのは、〈過去〉を生き直し〈未来〉を連続した豊かな拮抗りとして感じられるから、だと述べています（『生きられる時間Ⅰ』みすず書房1972）。それが切れ切れになって連続しない。先が見通せない、何が起こる（死ぬ）かもしれない、この緊張感は言葉では表せないものでした。

「途絶した時間」体験は、不安定な自己を生み出すと同時に、周囲とは異なる私の時間を気づかせてくれました。街を歩いている時、周囲の動きから切り離された強い孤立感を感じました。二つの時間感覚は、彼が反応しはじめ少しずつ意識が戻り、それにつれて私の感覚の中で時間が動き始めた時からこのほうが強く実感するようになりました。時間が動き始めるというのは、彼との動きに合わせた歩みが始まり、変化していくにつれて私の感覚が揺らぐからです。

アルフレッド・シュッツは、身体上で体験している二つの時間について語っています、一つは、「外的世界のなかで生じる動き」です。ここでの出来事は、標準化された、空間的時間のなかで起こるものです。日常生活の相互主観的世界にある時間の構成もこの時間に含まれます。二つは、意識の流れに付随して自生的に現れる、「内側からひとまとまりに体験される」時間で、持続した時間でもあります。前者を「外的時間」、後者を「内的時間」と呼んでおきます。「現在」を安定したものだと感じる事ができるのは、過去と未来へと結びつけられた時間を「内側からひとまとまり」なものとして体験できるからです。そしてシュッツは、身体上のなかで、

また動きを通して、内的時間体験から外的時間へと移行する、そのことによって二つの時間がつながる、と述べています。(『社会的現実の問題Ⅱ』マルジュ社 1983)

この記述から考えると、私のなかでは、「ひとまとまりに体験」する時間体験が二つの異なった体験として感じられていたこととなります。多分、周囲の時間というのは、自分で作り出した、事故前に体験していたと思う「普通」の時間かもしれません。シュッツはこのような内的時間の分離を「内的時間の攪乱」と呼んでいます、別の表現をすると、これが私の「現在」を表現したものであり、「現在」とはそれぞれの人によって違うのではないかと考えます。だからこそ、このギャップが自己の不安定さを生み出すとともに、外的時間との関係で体験する出来事(体験のレベルでは様々な他者関係)に対する異和をもつものとして立ち現れてきます。そして、彼の変化、周囲との軋轢、常識、規範、知識などとの隙間を感じることによって、不安定な、緊張した「内的時間」を感じ意識していくこととなります。「不安定さ」を感じるのは、未来へ向けたまなざしがいつもあり、それが身体の内から滲みだしてくるのだと考えています。講話では、この隙間の体験を、他の人びとと共有できる、ことばや文章に置き換えようとしています。

(3) 眼が覚めたら「世界が変わっていた」

息子にとっても、「時間」は大きな課題です。意識不明の時にはどんな体験を時間として感じているのかわかりませんが、眼が覚めたら「世界が変わっていた」からです。救命救急センターで、ベッドサイドに立って彼を見ていた時、隣のベッドで暴れるような音がしました。隣には意識不明の女性がいました。すぐに両手・両足を看護師に拘束されたことを覚えています。家族からする「途絶した時間」体験は、外から来る時間体験ですが、本人は意識が戻った途端、内からくる体験です。

交通事故による脳損傷は、それぞれの人によってどのような影響が出てくるかわかりません。彼の場

合、救命救急センターで最初に主治医から、脳の「至る所が傷んでいるので何が出てくるかわからない」という説明を受けました。「改善」ということは、この状態を受けとめ、他の人々のサポートを得ながらも、未来へ向けて自分を作っていく主体的な行為でもあっていると思っています。事故前の体験の記憶とやろうとしてもできないという自分との葛藤が、内的時間のなかでは大きくなります。だからだと思いのですが、自宅へ帰ったから、いらいらしながら急に、少し声を出しながら指を噛むという行為がよくありました。指を噛むのは、大きな声を出さないための自製の表れだと考えています。

前に、私にとってわからないことをたくさん持ってきてくれた、と言いました。事故前のたくさんの記憶がなくなっていた。一人で出かけることができない。時間を読む。会話が難しくなっている。理解する、判断する、ことが難しくなっている、と伝えました。母親の「手記」には、彼が、「歩んできた経験が失われる」、「たかさんの〈わからない〉世界にいる」と象徴的に表現しています。彼がこの状況に陥ったのは、脳損傷の結果、蓄積され構造化された記憶の体系、すなわちその人の、「歴史性」と「意味のカテゴリーの体系」、が崩れを起こした(どんな状態かわかりませんが)からかもしれないと考えています。

山鳥重は、記憶には、短期・中間・長期の3種類があり、「記憶する」とは、情報のなかから自分の心のサイズに合うように、意味という箸で取り分け、関心のあるものや、習慣化した記憶をそのまま長期貯蔵庫に取り込むことをいう、と述べています。(『脳から見た世界』NHK ブックス 1985) この「長期貯蔵庫」には過去に蓄積され体系化された記憶が入っており、私にとって、何が大切か、何に関心があるか、は、未来に向き、過去の記憶に照らし合わせて、主体的に選ばれたものだと考えられます。この「貯蔵庫」が崩れたとすると、関心や必要な情報を受けとめる基準が崩れるだけでなく、それを拡張豊かにすることが難しくなり、世界を狭めることとなります。

彼は事故前から長淵剛の歌が好きだと言いましたが、現在も長淵の歌が好きで、Walkman で聞きながら歌をよく歌っています。その記憶力は抜群ですが、でも他の歌にあまり関心を持つともしません。リハビリでも、皆で歌を歌うことをプログラムに入れていますが、よく、わからん、歌うのは嫌だと言います。これは、歌についての記憶が失われたからか、記憶を引き出す機能の問題なのかかわかりませんが、両方とも関係していると考えています。

「歩んできた経験が失われる」、という表現は、自己の「歴史性」と関係します。経験の固まりや体系は、過去における自己の関心や関係等のなかでの行為の経験と関係し、自己をアクチュアルに感じる基を形成しています。彼は、保育園から高校まで、自己の人格を形成する過程での人間関係について、時々思い出して話すことがあります。事故前10年位勤めていましたが、同僚であった友人が来た時に話をしながら以前の記憶を引き出そうとしています。

彼は電車が好きで、自分でスケジュールを組み、よく一人でまた仲間といろんなところに出かけていました。私とも二人で旅行に行っています。でもこのことはほとんど覚えていません。そのため時々記憶をたどる旅をします。また、事故前には、時々カメラで植物や風景、電車を撮っていたのですが、事故後8ヶ月位経ってから、車椅子を押して近くの公園に行き、カメラを渡しました。写真は大丈夫でした。その後、彼が自分を表現するものとして、一緒に写真に取り組んできました。現在では、リハビリ等の関係する施設で、彼の写真を貼ってくれています。今では、写真は彼の表現の大事なものとなっています。

このような彼の在り様を見ていると、記憶が「まだら」な状態にあり、残っていても「生きた記憶」(彼自身が表現できる) になりにくくなっている、と感じます。だからこそ、事故後数年は葛藤が大きく、もやもやした感じがあり、苛立ち手を噛むことがよくありました。改善は自己を創る主体的な営みだと言いましたが、同時に事故前の記憶が立ち現れてき

て、現在とのギャップに悩むことにもなります。このような葛藤に日夜耐えることを、本人だけでなく周囲からも求められ、苦しんでいるように思います。

「たくさんの〈わからない〉世界にいる」、という表現は、「意味のカテゴリーの体系」に関係します。理解する、聞く、話す、判断する、これらの事柄は、意味作用として、「言葉」とそこから私が作り出す「表象(言語心像)」が関係していると考えられます。言語心像の作りには、それを可能とする言葉の技法や音を組み立てる枠組み(「構音運動プログラム」)が必要であり、発達過程のなかで蓄積されていく。山鳥重は、「構音運動プログラム」とは、「音節を実現するために習慣化されている、運動記憶」と述べています。(『言葉と脳と心』講談社現代新書2011) このプログラムは、「理解」の手続きに関わるものだと言えます。運動記憶という機能に焦点を当てることによって、困難な箇所を見つけることが可能になるでしょう。

彼は、現在日常的な会話について少しはできるようになりましたが、「理解」のところで引っかかっています。脳損傷によって知的な部分の低下を引き起こしていますが、言語体系の崩れ(まだらではありませんが)や「構音運動プログラム」の機能の低下などが関係しているのではないかと推測しています。

彼の、テレビに対する態度は、病院から自宅へ帰った後、一日中付けっ放しで番組を見ているような雰囲気はありませんでした。現在は、アニメ、バラエティ、鉄道(これも国内)などが中心で、ニュースやドラマ、サスペンスなどは、見たくないと言って切ってしまいます。音楽番組は両方のケースがあります。当初からすると、番組をセレクトするようになりましたが、話の筋道を追う必要があるものや、抽象的なことばが中心の番組が苦手なのではないかと思っています。新聞は、鉄道関係のもの、番組表(録画するため)は見ます。会議や講演会なども好きではありません。

メルロ＝ポンティは、知的減退について、認識レベルでの、「範疇的態度」に対して「具体的な直接

的な経験の水準の態度」が主要なものになると述べています。(『行動の構造』みすず書房1964)私の話した、彼のテレビの視聴はこれに近いものになっていると思いますが、それは私の思考がポンティのいう意味に近いからかもしれません。

例えば、山鳥が「言語理解も、発語も、その時、その場の状況に合わせて、言語心像を作り上げていく、ダイナミックな過程」(上記書)である、と述べていますが、彼の意図や視点が別にあるかもしれません。彼の言葉や表現(行為を含めて)には不思議なものが多く見受けられますが、その意味を考える糸口すら見つけられないものもあります

また、ポンティのいう「具体的及び直接的な経験の態度」についてみると、彼は、車のナンバーにある「都道府県名」や電車の車体番号など、関心のある具体的なものの記憶は素晴らしい。彼は電車に乗るとき、モーター車に乗ってモーター音を聞き、電車の振動と音を身体で感じています。その際口が動くので、他の人から異様な反応や目を感じる時がありますが、身体感覚は優れているだけでなく、感じている時は一種のエクスタシーに入っているように思います。写真に至っては、風景など、ある部分を見て一瞬にシャッターを押します。その写真の構図が独自のもので楽しい。何か宇宙を切り取るような迫力があります。友人が亡くなる前に私のところに来た時、蓮の茎が一本池の上に出ている写真を、「極楽の池」といって持って帰りました。

また、昨年、急に家の中に誰かがいると言い出し、小さなカードに鬼の顔やワニの絵を描きだし、「HENNAYATU WO KAMITUKU ONI」など、ローマ字で書いて張り出しました。最近はしなくなりましたが、自分の部屋と入り口の近くに、100枚位貼ってあります。絵の描き方が独特で、一筆に近い形で描き、ほぼ似通った形をしています(表情は全部違います。五百羅漢みたい)。彼に聞きますと、鬼の顔が勝手に浮かんでくるそうです。ここまで来ると、確かに抽象的なものの理解は苦手かもしれませんが、鬼の絵の話は神話の世界を彷彿させるものであり、身体の中にある「生命の一般の根拠」(木村

敏『あいだ』弘文堂1988)ともいうべきものとのつながりを感じさせます。

「時間を読む、刻む」を切り口にして「時間」論を軸に、時間と意味の課題に広げて、息子の「生きているってどういうこと」という問いから、彼の「生の現実」に迫ろうとしました。母親の「手記」にもあるように、「たくさんのわからない」世界に生きている息子は、「現在」という時間に限局し、狭められた世界に生きているかもしれません。しかし、彼は〈神的〉世界から汲みだされた「現在」に足場を置き、「未来」へと必死に生きようとしています。よく、「時間、経つのも早いな」、「日、経つのも早いな」、とも言います。また「ガイドヘルパーが来て一緒に難波に行くのも楽しいな」とも言います。この時間感覚は、単に時間を連続した流れで見るのではなく、それぞれの「現在」に向き合いながら、連続したものとして感じているからだと思います。「時間を読む」というのは、「現在」を刻むということと、「未来」へ向けて自分の意識を拡げるといった側面をもっていると考えます。彼の見ている「未来」がどんなものか楽しみです。

これまでの話は私の試論にすぎないものです。ただ、彼の提起と問いは、「普通とは何か」を問い直すものであり、彼の在り様は人間としての力と営みを体現したものだと考えます。そして、彼の提起や問いからすれば、確かに様々なサポートを受けながら生き生活しているところがありますが、「〈障害〉と〈健常〉の関係性」の在り方や、「〈健常〉の存在意味をも問うこと」になります。次に、この関係性の内実と課題について、「部落」の問題を通して考えていきたいと思えます。

3. 〈部落〉、「同和地区」、「対象地域」ということばをめぐって

(1) 〈部落〉とその関連語間の齟齬

それでは、「部落」を「実体概念から関係概念へ」と考え方を変えた契機についてお話ししましょう。

〈部落〉は主に日常の会話等で使われますが、関連語としては、「同和地区」、「対象地域」という用

語があり、これらは行政用語で、国が最初に使いだします。私も〈部落〉を実体概念で考えてきた時期があり、これら3つのことばは、使用する側の立場の違いはあるものの、その指示するものはほぼ同じであると考えていました。しかし、1990年頃に、「三重県同和地区生活実態調査」のデータを、A市で地区別に整理していた時、その結果に驚いたことを覚えています。

「生活実態調査」は、住民の側から、生活の状態や差別の実態を知りたいという要求があり、行政が今後どんな対策が必要なのかを考える材料として実施されてきました。初めて調査に携わったのは、前回話をした、1980年初期、領家穰さんとの三木市の調査です。その後兵庫県を中心にいくつかの市町の調査に関係してきました。多くは、調査の企画・検討、実施等を、研究者、行政と住民とが協力して

○三重県『平成2年同和地区生活実態調査』(1990)のデータを使用。
 ○調査対象：同和関係世帯及び世帯員で「属地・属人主義により定めた」(上記調査報告書)
 ○表内「地区世帯」とは上記「同和関係世帯」、「有効回答世帯」とは「調査協力世帯」をいう。

表 地区別夫婦の組

地区名	地区世帯数 総計	有効 世帯数	夫婦とも 地区 内	夫地区 妻地区外	夫地区外 妻地区 内	夫婦とも 地区外	その他	世帯 変化 64~90	世帯 変化 80~90
A地区	260	11	54.5	18.2	9.1	18.2	0.0	58.7	69.3
B地区	534	125	70.4	17.6	6.4	5.6	0.0	98.9	69.3
C地区	129	50	40.0	16.0	10.0	32.0	2.0	115.2	70.9
D地区	44	25	56.0	12.0	8.0	24.0	0.0	29.7	66.7
U地区	29	10	50.0	10.0	20.0	20.0	0.0	*111.5	90.6
X地区	267	73	19.2	17.8	13.7	46.6	2.7		
T地区	85	11	0.0	36.4	9.1	54.5	0.0	*163.5	113.3
V地区	51	10	88.9	7.4	0.0	3.7	0.0	*79.7	35.2
H地区	47	20	80.0	15.0	5.0	0.0	0.0	83.9	87.0
I地区	38	29	27.6	3.4	0.0	69.0	0.0	152.0	118.0
G地区	49	8	87.5	0.0	0.0	12.5	0.0	65.3	63.6
J地区	63	33	42.4	27.3	9.1	21.2	0.0	121.1	69.2
K地区	22	22	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	66.7	44.9
L地区	39	23	69.6	30.4	0.0	0.0	0.0	11.4	111.4
F地区	11	0						137.5	110.0
M地区	8	10	70.0	0.0	10.0	20.0	0.0	38.1	21.6
W地区	3	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	75.0
N地区	84	16	93.8	6.3	0.0	0.0	0.0	116.7	90.3
O地区	10	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	50.0
P地区	47	4	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	83.9	85.5
Q地区	5	5	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	50.0	71.4

表中*印のデータは「76~90」の変化

A市『地域社会の変化と部落の生活』(1993)

注①「地区世帯数」「有効世帯数」は実数。

②「夫婦の組み合わせ」は%。「世帯変化」は「1964~90」「1980~90」の間の増減率。

行う方法でした。

表にあるように、調査対象は、「同和地区」指定地域と、そのなかでの「同和関係世帯及び世帯員」を抽出し、抽出世帯を「属地・属人主義」により定めたとあります。「属地主義・属人主義」とは、『部落問題辞典』（解放出版社1986）では、「個人事業の対象者を決定する場合、対象地域に居住していることを条件とするのが属地主義」、「部落関係住民であることを条件とするのが属人主義」と書かれています。下線部分（下線：日野）、「同和地区」、「対象地域」、そして「部落関係住民」、「同和関係世帯」、とありますが、調査マニュアルには、関係用語に関する定義はどこにもありません。これらは、暗黙の了解事項として、言葉の表現は異なっても、指示する内容が同じであるという前提があったように感じます。（「対象地域」は同和対策事業特別措置法に初めて出てきた用語です。この言葉に対応する住民は「対象地域住民」となります。）

表にあるように、これまで「同和地区実態調査」（「対象地域実態調査」という表現はほとんどないので、ここでは「同和地区」を使う）では、「地区別夫婦の組」による加工データの作成はよく行われてきました。このデータは、「同和地区の、出生又は出身」を基準においた類型です。この場合、「出生」と「出身」とは異なる表現です。「出生」はとりあえず事実データですが、「出身」は主観的データです。この区別についても明確にされてきませんでした。このデータを作成するのは、「夫または妻が地区外の、出生又は出身」の組み合わせの比率が増加することによって、混住化と交流の進展状況を見るためです。

私が驚いたのは、調査対象の抽出から見て、あり得ないデータが出来てきたからでした。「夫婦とも地区外」の比率が地区によって高く出ています。32%、46.6%、54.5%、69%、などです。これは、誤差範囲を超えて、本来あり得ないデータです。なぜなら、調査対象は、「属地・属人主義」による世帯を抽出し、そこに調査票を配布して回答してもらっているからです。先程の出ている用語を使えば、「部

落関係住民」、「同和関係世帯」、「対象地域住民」、を抽出して配布しているにもかかわらず、「夫婦とも地区外」のデータが多い。この結果は論理的矛盾であり、このデータからは調査の目的や前提そのものが崩れることとなります。この結果をみて、私が手掛けてきた調査データを再検討すると、上記ほどではありませんが、10%前後またはそれを超える数値も出ていました。この矛盾に、これまで気づかずに調査結果を分析してきた自分の認識枠組みの在り方にショックを受けました。私も、『部落」、「同和地区」、「対象地域」、「部落関係住民」、「同和関係者」、「対象地域住民」、これらを同列の概念として、捉えていたと気が付いたからです。

後の住民からの聞き取りで、この市では「対象地域」に「1年以上居住する住民」に対して個人施策の対象としてきた、ということでした。「地区外」のデータの多かったのは、「1964～90」で世帯数が増加している地域です。同和対策事業の実施と関係がありそうです。また、他の例として、同和対策とまちづくりをつないで、「1年以上居住する住民」を、また地域から外へ出た住民も含めて、「対象地域住民」として考えてきたところもあります。データの齟齬は、それぞれの地域ごとに住民構成と取り組みに違いがあり、様々な住民や家族が個人事業の支援を受けるように配慮した結果だと考えられます。

(2) 〈同和地区〉とその関連語の定義の変遷(1963年～)

上記の結果から概念間の齟齬に気づき、私は概念そのものの内実を問い直す必要があると実感しました。そこで、国がどんな定義をしているかを調べてみました。それが次の資料です。「同和地区」とその関連語の変遷を調べてわかったことは、定義そのものが不明確なものであるということでした。次に、背景を含めて定義の内容を検討します。

① 1963年「同和地区全国基礎調査」（同和対策審議会）調査で、「同和地区」という定義がだされました。この調査は、1965年の同和対策審議会答申、そして1969年の同和対策事業特別措置法へとつながるものです。1963年に「基礎調査」

領家廣編『日本近代化と部落問題』pp. 68-69(日野論文)

1 「同和地区」、「同和関係」の国の定義

「対象地域」、「同和地区」、「同和関係」という用語は、国によって使われるようになった。「新造語」である。「同和地区」、「同和関係」と、それに関連することはのままとまった国の最初の定義は、一九六三年の「同和地区全国基礎調査」の際に行われている。そして、それ以降、ことばの表現方法と定義内容が、以下のように変化してきた。

① 同和地区全国基礎調査 同和对策審議会 一九六三年 四一六〇地区

「同和地区」—— 同和地区とは、当該地方において一般に同和地区であると考えられるものをいい、その範囲においても一般に認めらるるひろがりとした。

「総人口」—— 総人口とは、同和地区内に常住する人口をいう。

「地区人口」—— 地区人口とは、同和地区内に常住している「部落民」といわれる人口をいう。

「混住率」—— 混住率とは、地区人口を総人口で除したものをいう。

② 全国同和地区実態調査 内閣総理大臣官房審議会 一九六七年 三五四五地区

「同和地区」—— 「同和地区」とは従来から封建的な身分差別を受け、一般に部落民といわれる人びとの集団をいい、地区の範囲は、一般に認められる範囲とする。

「地区人口」—— 「地区人口」とは、同和地区内のいわゆる部落民とそれ以外の住民を合わせた人口とする。

「同和関係人口」—— 「同和関係人口」とは、同和地区内のいわゆる部落民の人口とする。

③ 同和对策事業特別措置法 一九六九年

「対象地域」—— 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域

一九七一年時「対象地域」指定 三九七二地区

④ 全国同和地区調査 総理府同和对策室 一九七五年

「同和関係者」—— 同和地区に居住する者のうち、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、経済的、社会的、文化的に低位におかれ、現在においてもその社会的経済的地位の向上が不当に阻まれてる者をいう。

⑤ 地域改善対策特別措置法 一九八二年

「対象地域」—— 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域

一九九三年時「対象地域」指定 四六〇三地区

が行われた背景には、1958年頃から、解放運動の、「部落問題解決のための国策樹立」運動、民主教育を望む同和教育運動が全国的な動きになり、同和行政の必要性が生じたことにあります。1961年に、同和对策審議会が、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について諮問を受け、「基礎調査」が行われました。定義は「調査の手引き」のなかで行われています。同対審が企画立案し、都道府県に委託し、市町村の担当課が実施しています（A4一枚の簡単な人口調査）。定義には、「同和地区」とは、「当該地方において一般に同和地区であると考えられるものをいい、その範囲においても一般に認められるひろがりとした」、「地区人口」とは、「同和地区内に常住している“部落民”といわれる人口をいう」と書かれています。しかし、この

定義には基本的な指標に当たるものがなく、「一般に」、「考えられる・認められる」という表現が使われています。「一般に」とは何なのか。また、「部落民」ということばが使われていますが、これは誰なのか、これらについては、まったく記述がありません。この定義で、4,160地区がカウントされています。どうして数え上げられたのか気になるところです。（下線：日野、以下も同じ）
② 1967年の全国同和地区実態調査（内閣総理大臣官房審議会）は、「同和对策長期計画の策定に必要な資料を得る」ために実施されました。これは、生活全般を項目にした調査です。この調査は、1965年「同和对策審議会答申」が出された直後に実施されました。「答申」は、「同和問題は人類普遍的の原理である人間の自由と平等に関する問題」であり、「部落差別の存在」は「客観的事実である」こと、「わが国の社会・経済・文化

体制の二重構造」が「同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的・社会的根拠」であると謳っています。そのため、「同和対策は国の責任において当然行うべき行政」であると述べています。具体的な対策として「環境改善」、「社会福祉」、「産業・職業」、「教育」、「人権」の5項目をあげています。

「答申」の中で、「同和問題」とは、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層に基づく差別」による人権と権利侵害であると規定しています。1967年の調査の定義は、その規定を取り込んで、「『同和地区』とは、「従来から封建的な身分差別を受け、一般に部落民といわれる人びとの集団をいい」と定義しています。また、「地区の範囲」については1963年調査と同じで、新たに「同和関係人口」という用語が、「地区人口」に替えて使われています。1967年調査では、3,545地区が算定されています。この地区数は、1963年調査からすると、615地区少なくなっています。調査過程は同じです。また、1963年調査の地区のそれぞれが、1967年調査の地区と重なり合っているかどうかは不明です。

- ③ 1969年同和対策事業特別措置法、1982年地域改善対策特別措置法、では、「同和地区」が「対象地域」と言い換えられ、これ以降、法律の中では、「同和地区」、「部落民」ということばがなくなります。そして「同和関係人口」が「対象地域住民」に置き換えられました。但し、地方行政の中では、特措法以降も、「同和地区」と「対象地域」が混在して使用されています。

1969年の「対象地域」はこれまでの「同和地区」と異なり、国によって認可された指定地域となります。基本は同和対策事業の指定地域です。原則として、住民が事業を申請し、市町村で受付、都道府県を介して国に届け認可されます。住民が申請するという方法をとっているため、差別の強い地域の小規模地区では、指定されると差別が強くなるという恐れから、申請しないところが出ています。また県知事が「わが県には〈部

落〉はない」といって、申請を国に提出しない、ということが起こっています。そのため、差別を受けている地域で、指定地区と未指定地区に分かれることになりました。また、指定範囲は、1963年調査以降と同じ「一般に認められるひろがり」としています。しかし、範囲のとり方に多様な形態があります。たとえば、改善事業を実施するに際して、周囲の村まで指定範囲を広げた地域もあります。

特措法の定義では、「対象地域」は、「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」とされ、抽象的な表現にもどっています。事業内容は、答申にある基本5項目。「環境改善」、「社会福祉」、「産業・職業」、「教育」、「人権」で、生活全般にまたがる事業としては画期的な取り組みでした。ただ、特措法について部落解放同盟は、「〔同和〕事業に限定している」、また差別に関する規定がなくなっている、と声明をだしています。「対象地域」数は、1971年3,975地区、1993年4,603地区となっています。

以上、「同和地区」とその関連語についての、国の定義を検討してきました。検討に入る前は、同和対策事業を実施してきているので、ある程度しっかりした定義が出来ているものと想定していましたが、きわめてあいまいなものでした。1963年調査の定義は、周囲の差別意識に依拠したもので、同義反復的なものでした。1967年調査の定義は、「答申」の考え方を援用したもので、別名「政治起源説」と言われているものです。この定義は、1975年調査にも使われているように、特措法の「対象地域」という定義が変わっても、暗黙裡に行政に引き継がれていたように思います。また、地区数もばらばらです。

特措法では、被差別地域にカムアウトを求め、引き換えに事業を実施するという方法が採られています。その背景には、1963年の調査にあるように、どの地域が〈部落〉であるか周囲が知っているという考え方を前提に、国の政策が成り立っているためと思われます。ただ、定義のあいまいさや範囲の取

り方のあいまいさは、対策事業を実施する場合に、地域のそれぞれの実情に応じて、事業の範囲や関係者を拡げて改善や個人施策を実施するということが可能になりました。それとともに、中には不合理とも思える事業もあり、その背景には、漁業権や入会権など、差別の蓄積が関係していることも多く見受けられました。

「同和地区」とその関連語の検討を通してわかったことは、国の考え方が、社会意識に内在する〈部落〉と〈部落外〉との関係性に、軸足をおいていることでした。改めて、〈部落〉と〈部落外〉の関係性の意味を問い、〈部落〉とは何かを、再考する必要があると思いました。

4. カテゴリーとしての関係性をめぐって

「なぜ差別はあるのか」、「差別ってどんなことをいうのか」、このことを問うことが私の課題でもあるのですが、これを私は、「差別意識」を主題において考えたいと思います。差別意識とは、行為の底にある、カテゴリー化された差別的関係の意識とあってよいと考えています。先程の、データの解析や概念の検討は、〈部落〉が実体的に存在しているということ、私自身が暗黙の裡に自明のものとして捉え、それをもとに調査や文章を書いてきたことを反省する機会になりました。

「講話録 (1)」で、〈部落〉の問題を「差別意識」の観点から考えるとして、2つのテーゼを提出しました。

- (1) 「差別意識は歴史的社会的に形成された社会意識の問題である」
- (2) 「〈部落〉が実体として存在するのではなく、〈部落〉差別という差別意識が〈部落〉を実体化させている」

「テーゼ1」では、〈部落〉ということばとイメージの発生が、日常のなかで体験している差別意識と関係があると考えています。日常の差別意識は、社会意識に内在する〈部落〉と〈部落外〉との関係性にあり、これを分けているのが〈部落〉像です。そのため、〈部落〉像の発生が〈部落〉差別の差別意識の発生と関係があるといえるのではないかと思

います。後に検討していきますが、差別意識と関係のある〈部落〉ということばの初出は、1899 (明治32)年に奈良県の公文書 (教育行政関係) の「特種部落」(表現的には「貧困」のイメージ) からだと、初めて小島達雄が指摘しました。 (『ひょうご部落解放』第39号1990) このことから、私たちが体験している〈部落〉差別は、この言葉がつくられ伝播した以降のことだと考えられ、日本の近代国民国家の形成と関係を持っていると考えています。

今回の話は「テーゼ2」が中心になります。ここでは、〈部落〉という言葉に基盤において、「実体概念」の課題と「関係概念」で捉えることの意味とその可能性について考えてみたいと思います。

(1) 実体概念で捉えることの課題

私が、〈部落〉を実体概念から関係概念へ考えを変えるようになったのは、概念の不明瞭さとともに、実体概念では、〈部落〉と〈部落外〉の関係が、固定的に捉えられることになると考えたからです。この関係のなかには、差別される／差別する、という差別的関係と、それを支える価値観が含まれています。〈部落〉を実体的な存在だと捉えると、この差別的関係を変更することが難しくなります。そこで、差別的関係を固定しないで、〈部落〉差別の背後にあり、この差別的関係を支える意識 (差別意識) とは何かを考えました。それが社会意識にある言語心像としての〈部落〉像であり、この像が〈部落〉と〈部落外〉の関係を生み出していると考えようになりました。

私が携わってきた生活実態調査の場合、多くの調査は〈部落〉のみに焦点をあてて行ってきました。この方法には、差別されている地域だから、そこで出てきたデータは差別の結果である、という暗黙の前提がありました。差別を捉える指標は、「一般地区」(市域全体、また国勢調査との比較) との格差で判断してきました。「低位」という差が差別の結果である、と考えられたのです。でも、住民の取り組みが進んでいくと、例えば高校進学率など、周辺の地域よりも高いところがでてきましたが、差別事

象は起こっていました。この調査方法や考え方は、表面的な事象の解明には役立ちますが、行為の結果のみで判断しているの、行為の基になる意識とその過程を引き出すことは難しいと考えます。差別意識を見るには、差別する側の意識が課題となるはずですし、差別される側の行為との比較を通して、両者の集合意識の違いも見えてきます。

同和対策事業も同じような考え方が背景にあります。「同和対策事業特別措置法」(1969年)では、「同和対策事業」の「目標」について、「対象地域の住民の社会経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消する」と述べ、その手段として、「対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ること」(第5条)、によって実現する、と述べられています。この「目標」と「手段」との間に、齟齬があるように思います。「目標」の「不当に阻む諸要因」とは、社会意識に内在する差別意識と、それを前提とした社会システムにあると考えられます。特措法では、住民の「生活改善と自立促進」によって実現できると考えているように思えます。

同和対策事業は、自分たちの街を改善する、また教育、就労など、生活全般にまたがって、住民が参加して取り組みを行い、先駆的な事業も多くあります。例えば、1974年には、住民の要求により、幼保一元化を理念とした保育所の建設に取り組んだところがあります。また〈部落〉を基盤において、周辺地域、他地域の個人や団体、との交流を促進してきました。それでも、2000年頃にある市での〈部落〉差別の実態を把握するための調査に従事した際、住民の側から、これまで努力してきたが、「蓄積が蓄積になっていない」という意見が出てきました。その発言には、対策事業を通じた取り組みだけでなく、差別発言や差別事件、そして同和教育にも取り組んできたこと、それでも差別がなくなっていない、という何とも言えない気持ちを表現しているように感じました。

差別意識は関係性の背後にあって、〈部落〉に影響を与え続けています。〈部落〉では若者の流出が

問題となっており、私が取り組みに注目してきた、ある〈部落〉の高齢化率が50%を超えていると聞きました。また、結婚に関する差別、行政区画編成や学校の新設・校区編成、不動産に関わる差別、またインターネットによる差別など、が続いています。

差別意識は個人の意識の問題だけでなく、規範や制度などの構造化された問題でもあります。実体概念で捉える考えだけでは、差別意識とは何か、〈部落〉とは何か、という課題が残されていると思えてなりません。

(2) 関係概念としての課題

〈部落〉差別を維持している意識とは、「何か〈部落〉らしきものがある」という蓋然的な意識ではないかと考えています。野間俊一は、知覚的経験には、「生きられる意識」(〔個人的な〕体験流としての意識)と「意味の意識」(〔論理的な〕意味の場としての意識)の両義的な意味があると述べています。(『否定の身体』『思想』2008.11)別の表現でいうと、「個人的パースペクティブ」と「間主観的なパースペクティブ」の二つの意識の合成が知覚像となっている、というものです。この考え方からしますと、「〈部落〉らしきもの」という知覚は、「生きられる意識」ではそれぞれの視点から異なった像として見ていることになりませんが、「間主観的」な「意味の意識」では、複合的な視点の合成として、ある似通った知覚像がつくられていて、それを何となく信じていることになります。

ここで表現されている、「間主観的な意識」をこれまで社会意識と呼び、「〈部落〉らしきもの」を〈部落〉像と呼んできました。〈部落〉像の認識は、「生きられる意識」と「意味の意識」とが結びついたところに生じているように思います。〈部落〉像は、ギュルヴィッチが「集合意識はわれわれひとりひとりの内に内在し、われわれはいずれも集合意識のうちにある」(『社会学の現代的課題』青木書店)と述べているように、意識の奥底に取り込まれ身体化された表象となり、〈部落〉像は人々の見るまなざしの中に包み込まれ、〈部落〉を現象化させると考え

ています。私はそれを、「身体化された表象」と呼んでいます。

話は変わりますが、講義のなかで受講生に、私の「似顔絵」を描いてもらったことがあります。10分位の間にA4の紙に描き、全員の絵をスライドショーします。私は、自分では《にこやかな笑顔》を作っているつもりですが、面白いことに、怒っている顔、まじめな顔、面白い顔、笑っている顔、などが出てきます。スライドショーをみた学生はびっくりします。山鳥重は、「われわれが見ているものはわれわれの心理過程が新しく作り出したものである」と言い、「見る」ことは自分が切り出した意味的な行為である、と述べています。(山鳥重『脳から見た心』NHKブックス1985) 似顔絵は、私とそれぞれの学生との関係のなかで描かれたものですが、野間がいう「生きられる意識」は、このような独自の体験と視点とに結びついていると思われる。

このような「個人のパースペクティブ」を「間主観的なパースペクティブ」である〈部落〉像と結びつけているのが、「言語共同体」といわれるものです。「言語共同体」には、息子のところで話をした「意味のカテゴリーの体系」というものを含み、諸対象を「わかって」います。この体系を通して、〈部落〉像を媒介にして、カテゴリーとしての、〈部落〉と〈部落外〉という関係が作られ、この関係が「身体化された表象」となるとともに、共同体のメンバーと共有していると思込むようになります。そしてこの関係性は価値関係的な意味で差別的関係として現象化していると考えています。

小島達雄は、『差別意識とは、われわれの内部に定着した暗黙の価値体系(価値意識)であり、われわれは日常的にはそれを意識しないまま、しかもそれに依拠している。したがって、われわれ自身の差別意識を直接、それと意識することは困難であり、そこに、「部落差別の現実」に学び、差別の不条理性・不合理性を認識すること(『同和教育の基本方針』の必要性が生じてくる』と述べています。(『差別と言語』『同和教育』研究・討議資料(1)(2)』関

西学院大学の同和教育研究プロジェクト・チーム1976.12) この表現は、これまでの私の話を、差別意識に引き付けて語っていると考えています。

さて、「部落」像が、「個人のパースペクティブ」と「間主観的なパースペクティブ」の結節点にあるとすると、いくつかの点で「部落」像を通して展開が可能になると考えます。

一つは、先程、似顔絵で話したように、「個人のパースペクティブ」が独自の視点をもつものである、という点からすると、〈部落〉に対する向き方はそれぞれ異なり多様なものであると考えられます。

「自分は〈部落〉である」、「自分は違う」という間には、境界領域が広がっていますが、それぞれにおいても、〈部落〉に対する向き方があると思います。2000年のある市での聞き取り調査では、結婚を契機に〈部落〉を出て他地域で住むようになるが、知人の差別発言を聞き〈部落〉に戻ってきたという話、生まれた子どもが〈部落〉または〈部落外〉のどちらの子になるのか不安だったが、支部の集会に出てみて、それを決めるのは自分達ではなく、差別する側にあるということがわかったという話、などが出ています。他方、「自分は差別していない(「違う」という前提がある)」と語ってから自分の意見をいう人もいますし、〈部落〉に住んで、外では自分は〈部落〉とは違う、と言っている人もいました。

両者の境界領域の中には、多くの人びとがいると思われる。差別意識が「〈部落〉らしきもの」というあいまいな認識で成り立っているとすれば、差別される対象は、「自分は〈部落〉とは違う」と思い込んでいる人々の恣意的なまなざしで選別され、「部落差別を受ける者」を生み出しますことになると思います。

例えば、これは差別事件になりましたが、中年の女性3人で話をしている、一人の女性が差別に近い発言をした時、他の人が「おかしいよ。言わない方がよい。」と言ったそうです。その後、知人から、「あなたは〈部落〉の人と言われている」と教えてもらいました。うわさを流したのは、アドヴァイスを受けた女性で、「〈部落〉の肩をもつから、あの人は〈部

落らしい)」というものでした。

また、先程の聞き取りの中には、韓国籍の男性の話が載っていました。結婚を機に〈部落〉に住むようになりました。その理由は、同和教育が行われていて子どもの発達や教育に良い環境である、と考えたからだと答えています。でも、友人からは、民族差別と部落差別の2重の差別を受けるのに、なんでそこに住むのかと言われたと語っていました。

二つは、〈部落〉を関係概念として捉えること、の意味を考えることができます。池上嘉彦は、言語心像としての「記号は、言語のイメージにもとづいて、〔指示物〕が存在することを暗示する—そういう形で「虚の世界」を生む」と指摘しています（『記号論の招待』岩波新書1984）。これを〈部落〉に即して考えると、〈部落〉とは、「ある地域・人びと」を、意味のカテゴリーが〈部落〉に作り上げた「地域・人びと」であり、それを個々人が実体的なものだと捉えた「虚の世界」であるということになります。息子が「生の現実」から見ることの大切さを表現しているように、それぞれの地域の歴史や生活、そして人間関係などについて、その地域に即して考え、学ぶこと、いわば「生きられる意識」を基に考えることが大切になると考えます。

三つは、〈部落〉を〈部落〉像という「虚の世界」と捉えた場合、〈部落〉ということばを基軸に置きながら、これまでの活動の意味を考え、人間的な価値を大切にす、多様な取り組みが可能になるのではないかと思います。ここでは、「部落差別を受ける者」が焦点となると考えています。

部落解放運動は、〈部落〉差別を受けるという共有感覚のなかで、『部落民』という概念を汲み出し、〈部落〉のことばを意味づけ直し、「人間としての差別からの解放」を求める運動へと転換され継続されてきたのだと考えています。

この運動は、差別に抗し、人間としての価値を取り戻し、自己や地域を誇りにして生きる運動として、押し進められてきたように思います。そして同和対策事業を媒介にして「まちづくり」を目指しつつ大衆運動へと拡がりをもってきました。またその

考え方は、〈アイヌ〉や〈障害〉、その他の解放運動にも影響を与えてきました。

さらに、「部落差別を受ける者」という考えを取り込んだ活動は、多様な人々との関係をもつことになり、活動の幅を広げることになると思います。いろんな取り組みがあります。

私が理事長を務めていたNPO法人伊丹人権啓発協会（現在三浦耕吉郎理事長）では、伊丹市内の、〈障害〉、〈在日コリアン〉、伊丹空港建設に関わる朝鮮半島から来た人を核にして拡大した地区の改善を進めてきた対策委員会との連携、ネパールの被抑圧民の解放運動を行っているNGO団体との関係を深めるなど、伊丹市にある活動している団体や個人とのネットワークの構築を目指してきました。年1回の人権フェスティバルは、実行委員会をつくり、そこで企画、運営を行い、伊丹市と共催です。委員には、上記関係者以外に、行政関係者、社会福祉協議会、老人クラブ、婦人、民生委員・児童委員の連合会、企業、教職員組合、そして小学校、中学校、保育園等の、PTAと学校関係者など、が参加しています。

最近、訪れた〈部落〉で、これまで周辺地域を含めて環境改善などのまちづくりに尽力し、現在では社会福祉法人による施設づくりを進め、総合的な福祉活動を実施している地域があります。その法人の理念は、「すべての人が尊敬される社会の実現」で、「たとえ、今までと状態が変わっても・・・住み慣れた地域で、誰もが排除されることなく暮らし続けたい」というものです。それぞれの人を、そのある状態のまま、大切にす、そしてインクルーシブな社会を、住んでいる地域に創っていかうとしています。これは、これまでの部落解放運動の意味を転換させることによって可能となった活動だと考えています。

(3) まとめにかえて

〈部落〉を関係概念として捉えることの意味について、これまでの話を少し整理しておきたいと思います。

- ① 〈部落〉差別という差別意識が〈部落〉を実体化させる。そして、〈部落〉像が〈部落〉と〈部落外〉の関係性を生み出す（カテゴリーとしての関係性）。
- ② 差別意識に着目することによって、不明瞭な〈部落〉像が「部落差別を受ける者」を生み出すこと、そして〈部落〉差別が不合理で不条理な差別であることを指摘することができます。後者の点については、後に〈部落〉像の成立過程について説明するときに再度詳しく触れます。
- ③ 社会意識としての差別意識（〈部落〉像）は、身体化された表象として各人の無意識の湖に沈殿しています。
- ④ 社会意識に着目することによって、社会規範と差別との関係を課題として浮かび上がらせます。差別が、身体、言語、意識、慣行、制度に、構造的に内在しているものとして考えることができます。「テーゼ1」の課題でもあります。
- ⑤ 〈部落〉ということばを「虚の世界」として位置づけ、意味の場に据えることによって、多様な意味づけを可能とすると考えます。そして多様な生き方を包含する活動へと展開、またはそれらの活動を含めることが可能になると思います。
- ⑥ 「部落差別を受ける者」にはどんな人々が含まれるのか、そして「人として」の生き方や生活、歴史、そして人と人との関係の仕方など、個人、集団、地域、など、様々なレベルで引き上げていくことが可能となります。

今回の講話録は、息子の問題提起と問いの意味を考え、〈部落〉を関係概念で捉えることの意義について話してきました。私は息子の問いかけ、『〈障害〉という「視角」ではなく、それぞれの人が「人間」として生きている「生の現実」から考える』、「生きているってどういうこと」、これらのことばが、「人と人との関係」を考える基本的な視点になるのではないかと思っています。

〈障害〉の問題、〈部落〉の問題、どちらにおいても、関係概念を展開するためには、〈健常〉、〈部落外〉

という、外的時間を生きている「普通」と思われている世界の在り様を問う必要があると考えます。なぜなら、「外的時間」の世界が、日常の常識や規範を作り上げています。そこに内在している差別が、〈障害〉、〈部落〉の側にいると感じている人に、矛盾し複合的な「内的時間」にもとづいて生きることを強いるところがあるからです。しかし、未来に向けて生きる私たちは、それとは別の私の生を現在として生き直すことにもなります。ここには、不思議な世界や他者との出会いの体験があります。そこでの関係は、相互の感覚を通した主体的関係、「行為し感覚しながら生きている生命活動」（木村敏『生命のかたち／かたちの生命』青土社1992）に視点を置くことが大切な気がします。

息子は、脳損傷で重度の〈障害〉をもつ生活介護施設に通所しています。私も、時々出かけて簡単な手伝いをします。そこでは、いつも人間のもつ力と躍動を感じています。今年の新年会でカラオケに皆で行った時、車椅子で普段あまり表情とことばのない人が、カラオケの音楽を通して必死に声を出して歌を歌い、顔の表情が何と言いついてよいかかわらない、不思議な楽しそうな顔をしていました。私は、「生命活動」の響きを感じたと思いました。そして、私を含め、そこにいた人びとの驚きと感動を呼び起こしました。

今回は、差別意識の捉え方、そして同和対策事業の課題について話したいと思います。この「講話録」は、指定研究「〈日本近代化と部落問題〉を再考する」で行った講話をもとに、加筆、修正して原稿にしています。執筆にあたって、三浦耕吉郎社会学部教授のアドバイスをいただいていることを付記しておきます。また、息子の〈障害〉の問題について、日野玲子さんにも意見をいただきました。